

徳島県告示第四百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年六月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

株式会社徳島共和 薬品	徳島市文六町西高木六四番 地一	指定介護予防サービス事業者	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
		名称				
店	トマト調剤薬局池田	三好市池田町シマ八五二一	介護予防居宅療養管理指導	令和四年五月九日	令和四年四月三十日	